



# 佐賀県公報

平成16年  
3月17日  
(水曜日)  
第12430号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

○字の区域の変更	(一九〇・市町村課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(一九一・長寿社会課)	二
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(一九二・	二
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	(一九三・	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(一九四・	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(一九五・	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(一九六・	四
○救急病院の指定の変更	(一九七・医務課)	五
○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施	(一九八・畜産課)	五
○森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項	(一九九・森林整備課)	五
○道路の区域の変更	(二〇〇・	六
○道路の供用開始	(二〇一・	七
○道路の区域の変更	(二〇二・	七
○道路の区域の変更	(二〇三・	八
○道路の区域の変更	(二〇四・道路課)	九
○道路の供用開始	(二〇五・	九
○道路の区域の変更	(二〇六・	九

○道路の供用開始	(二〇七・	一〇
○道路の区域の変更	(二〇八・	一〇
○道路の供用開始	(二〇九・	一〇
○都市計画の変更	(二一〇・まちづくり推進課)	一〇
○	(二一一・	一一
○	(二一二・	一一
○	(二一三・	一一
○	(二一四・	一一
○	(二一五・	一一
○伊万里港臨港地区内の分区の指定	(二一六・港湾課)	一二

### 公告

○争議行為の通知の公表	(労働課)	一二
○県営東地区土地改良事業計画変更決定	(農村計画課)	一三
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	一三
○選挙管理委員会事項	(告示・九)	一三
○公職選挙法事務規程の一部改正	(告示・九)	一三

## 告示

### ●佐賀県告示第百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、伊万里市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定による認証のあった日からその効力を生ずる。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

大川町大川野字田丸	大川町大川野字湯舟	大川町大川野字熊	大川町大川野字地蔵	大川町大川野字片竹	大川町大川野字中ノ辻	大川町大川野字町裏	大川町大川野字溝田	大川町大川原字浦田	大川町大川原字尾坂	大川町大川原字畑ケ田	大川町大川原字大和須田	
大川町大川原字箱場四五五 <sub>一</sub> から四五五 <sub>三</sub> まで、四五五 <sub>五</sub> 及び四五五 <sub>六</sub>	大川町大川野字長野一六〇七 <sub>二</sub> の地先の大川町大川野字水持の堤	大川町大川野字町三八五 <sub>四</sub> 及びこれに伴う道路の区域	大川町大川野字原二六五〇 <sub>一</sub> 、二六五〇 <sub>四</sub> 、二六五 <sub>一</sub> 及び二六五 <sub>二</sub> 並びにこれらに伴う道路の区域	大川町大川野字堀切三五六〇 <sub>四</sub>	大川町大川野字熊二二〇及びこれに伴う道路の区域	大川町大川野字町裏三三九七 <sub>三</sub>	大川町大川野字片竹三〇五四 <sub>五</sub> 及びこれに伴う水路の区域	大川町大川野字原田一八八〇 <sub>一</sub> 、一八八〇 <sub>三</sub> 、一八八 <sub>一</sub> 、一八八 <sub>一三</sub> 及び一八八 <sub>六</sub>	大川町大川原字箱場四五 <sub>一二</sub>	大川町大川原字大谷四六七 <sub>五</sub>	大川町大川原字尾坂原四八五 <sub>三</sub> 、大川町大川原字神谷五〇六五 <sub>二</sub> 、五〇六五 <sub>三</sub> 、五〇六六 <sub>一</sub> 、五〇六六 <sub>三</sub> 及び五〇六六 <sub>四</sub>	大川町大川原字松原五五九 <sub>四</sub> 、大川町大川原字原五六八 <sub>九</sub> 七

大川町大川原字井手ノ原  
大川町大川野字畑ケ田四一七九<sub>六</sub>  
大川町大川原字片草五八四<sub>一四</sub>

●佐賀県告示第百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
		佐賀県知事 古川 康	
身体障害者 居宅介護	新	伊万里市二里町大里 乙四〇三番地一	平成一六・二・一六
	旧	身体障害者ホームヘルプサービスセンター 瑠璃光苑	

●佐賀県告示第百九十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年三月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 財団法人佐賀県手をつなぐ育成会  
所在地 佐賀市天祐一丁目八番五号
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号  
名称 さくらホーム  
所在地 佐賀市八戸二丁目二番二十六号

サービスの種類 知的障害者地域生活援助  
事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一一〇一四七

●佐賀県告示第九十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十六年二月二十九日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 財団法人佐賀県手をつなぐ育成会

所在地 佐賀市天祐一丁目八番五号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 深町寮

所在地 佐賀郡諸富町寺井津六百二十二番地

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇六五一四三

●佐賀県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業者を次のとおり指定した。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人和敬会

所在地 小城郡牛津町大字牛津二百四十五番地二  
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ホームヘルプサービスしゃくなげ

所在地 杵島郡江北町大字惣領分二千四百二十番地一

サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社佑紀苑

所在地 小城郡三日月町大字石木九十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム佑紀苑佐賀

所在地 佐賀市兵庫町大字若宮二千二百二十五番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人恵愛会

所在地 武雄市武雄町大字富岡七千五百六十三番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームゆつたらーと

所在地 武雄市武雄町大字富岡一万百一番地三

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

四 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ケアサポートゆうゆう

所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターのぞみ

所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

サービスの種類 指定通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ポラリス

所在地 三養基郡中原町大字原古賀六千七百十五番地イ

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ポラリス

所在地 三養基郡中原町大字原古賀六千七百十五番地イ

サービスの種類 指定訪問介護

六 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社共生の里

所在地 小城郡小城町字廿地二百十二番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム共生の里三日月道辺

所在地 小城郡三日月町大字道辺八百八十番地三

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

七 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン鍋島ケアセンター

所在地 佐賀市鍋島三丁目九番五号

サービスの種類 指定訪問介護

八 (一) 指定年月日 平成十六年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アイリスケアセンター鳥栖

所在地 鳥栖市元町千三百七十六番地一

サービスの種類 指定訪問介護

●佐賀県告示第百九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。  
平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	中原町社協ホームヘルプサービス	三養基郡中原町大字原古賀一〇二〇〇番地一	平成一六・二・二八

●佐賀県告示第百九十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

<p>事業所の名称</p> <p>中原町社協居宅介護支援サー ビス</p>	<p>所在地</p> <p>三養基郡中原町大字原古賀一二 〇〇番地一</p>	<p>廃止年月日</p> <p>平成一六・二・二八</p>	<p>名称</p> <p>佐賀社会保険病院</p>	<p>所在地</p> <p>佐賀市兵庫南三丁目八番一号</p>	<p>変更の内容</p>	<p>●佐賀県告示第百九十七号</p> <p>救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定を受けた救急病院について、次のとおり変更した。</p> <p>平成十六年三月十七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>
						<p>旧</p> <p>内科系</p>

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合は除く。

四 実施の期日  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項に定める方法による。

六 その他  
検査の対象となる家畜の保管等の業務については、ハラサンギョウ株式会社（長崎県東彼杵郡川棚町三越郷五十一番地二）に委託する。

●佐賀県告示第百九十九号  
森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第二項の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十六年三月十七日  
佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間  
(一) 区域  
唐津市及び東松浦郡呼子町の区域内に存する松林のうち次の区域とする。  
（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課並びに唐津市役所及び東松浦郡呼子町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
(二) 期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類  
松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破砕を行うこと。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林病虫害防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

●佐賀県告示第二二〇号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号の規定による命令

の内容を次のとおり公表する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

佐賀市、唐津市、鹿島市、東松浦郡浜玉町、玄海町、鎮西町及び呼子町、西松浦郡有田町並びに藤津郡嬉野町に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請

書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

●佐賀県告示第二百一十号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市及び東松浦郡鎮西町に松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課並びに唐津市役所及び東松浦郡鎮西町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十六年五月十三日から平成十六年七月六日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用した薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

●佐賀県告示第二百一十号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令

の内容を次のとおり公表する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市並びに東松浦郡浜玉町、玄海町、鎮西町及び呼子町に存する松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課並びに唐津市役所並びに東松浦郡浜玉町、玄海町、鎮西町及び呼子町の各役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十六年五月十三日から平成十六年七月六日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、次の(三)により申請書を提出する場合、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林

事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

●佐賀県告示第二百三三号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十六年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

県内一円

(二) 期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の(一)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材を含む。))



をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

四 命令をしようとする理由  
松くい虫被害のまん延を防止するため

●佐賀県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
諸富西島線 県道	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳一〇五六番一地先まで	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳一四〇番三地先から	後	一八・〇	一九五・〇
	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳二四〇番三地先から	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳一〇五六番一地先まで	前	一八・四	

●佐賀県告示第二百五号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
諸富西島線 県道	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳二四〇番三地先から	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳一〇五六番一地先まで	後	一八・四	一九五・〇
	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳一〇五六番一地先まで	神埼郡千代田町大字迎島字一本柳二四〇番三地先から	前	一八・四	

●佐賀県告示第二百六号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月十七日

●佐賀県告示第二百六号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月十七日

<p>●佐賀県告示第二百七号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年三月十七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	県道 久留米基山筑紫 野線	鳥栖市蔵上町字野田六七一番一地从先から 鳥栖市養父町字宮ノ前六五番三地从先まで	平成一六・三・一七
	<p>●佐賀県告示第二百八号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年三月十七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		

道路の種類 及び路線名	道 路		変更前 後の別	区 域		
	区 間			幅員 メートル	延長 メートル	
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字江迎字八枚四九 九番一地从先から 三養基郡三根町大字市武字一本松一 三八九番一地从先まで	三養基郡上峰町大字江迎字八枚四九 九番一地从先から 三養基郡三根町大字市武字一本松一 三八九番一地从先まで	前	後	二九・二 九・六	一、五八五・七
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字江迎字八枚四九 九番一地从先から 三養基郡三根町大字市武字一本松一 三八九番一地从先まで	三養基郡上峰町大字江迎字八枚四九 九番一地从先から 三養基郡三根町大字市武字一本松一 三八九番一地从先まで	前	後	二九・二 九・六	一、五八五・七
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日				
●佐賀県告示第二百九号道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。 その区間を表示した図面は、平成十六年三月十七日から平成十六年四月十六日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年三月十七日 佐賀県知事 古川 康	県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字江迎字八枚四九九番一地从先から 三養基郡三根町大字市武字一本松一三八九番一地从先まで	平成一六・三・一七			
●佐賀県告示第二百十号都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同						

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画臨港地区

二 都市計画を変更する土地の地区

伊万里市黒川町地内

●佐賀県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 三・三・三号 大坪木須線

二 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 伊万里市大坪町甲字神森、字東田川及び字西犬川並びに大坪町乙字松ノ木原地内

●佐賀県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課にお

いて縦覧に供する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

北茂安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

北茂安町

●佐賀県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

佐賀東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

三田川町、東脊振村及び上峰町

●佐賀県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

神埼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域  
神埼町

●佐賀県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

牛津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

牛津町

●佐賀県告示第二百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により、伊万里港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

なお、伊万里港臨港地区内の分区の指定（平成十四年佐賀県告示第四百五号）は、廃止する。

平成十六年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

伊万里港臨港地区内分区指定

分区	区域	面積
商港区	伊万里市山代町立岩字新棚、山代町久原字小波瀬、字波佐間、字下場、字原及び字矢房、二里町八谷棚字有田三本松、瀬戸町字豊瀬及び字釘島並びに黒川町塩屋字七ツ島の各一部	約二九・八ヘクタール
特殊物資港区	伊万里市山代町久原字下場の一部	約三・二ヘクタール
工業港区	伊万里市山代町久原字小波瀬、字大波瀬、字波佐間及び字下場、山代町楠久字楠久津、字楠久及び字鳴石棚三並びに黒川町塩屋字七ツ島の各一部	約二二四・〇ヘクタール
修景厚生港区	伊万里市山代町久原字小島及び字原並びに松島町字棚の各一部	約三・二ヘクタール

関係図書は、佐賀県土木部港湾課及び伊万里土木事務所において縦覧に供する。

○ 公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、佐賀県医療生活協同組合労働組合執行委員長稲富静男から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成16年3月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 事件 賃金・手当、労働条件、福利厚生等の改善に関する件
- 2 日時 平成16年3月18日 8時50分から9時50分まで
- 3 場所

- (1) 神野診療所
  - (2) 多久生協クリニック
- 4 概要

(1) 1時間のストライキ又は30分以内の職場集会を実施する。  
 (2) 参加者は、救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く組合員とする。

県営土地改良事業（ため池等整備）東地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月17日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類  
 県営土地改良事業（ため池等整備）東地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間  
 平成16年3月18日から平成16年4月14日まで

3 縦覧の場所  
 唐津市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年3月17日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
 高崎市田代本町字柿添1253番1、1253番2及び1255番1から1255番4まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市長区前浪町2番T1-103号  
 高尾須美子

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法事務規程（平成十二年佐賀県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第十三条中「投票所」を「投票所（法第四十八条の二第一項に規定する期日前投票所（以下「期日前投票所」という。）を含む。以下この章において同じ。）に」、「別記第十号様式」を「別記第十号様式（期日前投票所にあつては、別記第十号様式の二）」に改める。

第十七条第二項中「期日前」を「期日の公示又は告示の日の前」に改める。

第二十一条第一項中「各投票区」とを「各投票区ごと（期日前投票にあつては、各期日前投票所ごと）」に、「のうち」を「（期日前投票にあつては、選挙権を有する者）のうち」に改める。

第二十七条中「これを記載」を「投票用紙に記載」に改める。

第三十一条中「令第四十三条」を「令第四十三条（令第四十九条の七において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「投票区名」を「投票区名（期日前投票にあつては、期日前投票所名）」に改める。

第三十五条中「ならない。」の下に「期日前投票における投票管理者の送致及び投票管理者から送致を受けた市町村委員会の送致についても同様とする。」を加える。

第三十六条中「開票管理者」を「開票管理者（期日前投票にあつては、市町

村委員会)」に、「選挙分会長」を「選挙分会長(期日前投票にあつては、当該市町村委員会)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 期日前投票における投票管理者から送致を受けた市町村委員会は、投票箱等を開票管理者に送致する場合において、当該市町村委員会は、天災その他避けることのできない事故のため所定の日時までに送致することができないときは、前項の規定に準じて、開票管理者及び選挙長又は選挙分会長に報告しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

(選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における在外投票の方法)

**第四十四条** 選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において在外投票を行う場合は、第二十七条の規定にかかわらず、投票用紙の記載が終わったときは、不在者投票管理者にこれを提出しなければならない。

第五十三条中「投票立会人」を「投票立会人(期日前投票にあつては、市町村委員会書記)」に改める。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

第十号様式の二（第十三条関係）

何市（町）（村）選挙管理委員会告示第 号

平成 年 月 日 執行何選挙の期日前投票所を次のとおり設置する。

平成 年 月 日

何市（町）（村）選挙管理委員会

委員長 氏

名 印

期日前投票所名	場 所	期日前投票所を設ける期間

※ 「期日前投票所を設ける期間」は、期日前投票所を二箇所以上設ける場合のみ告示すること。

第十六号様式中「何投票区」を「何投票区(期日前投票所)」に、「御承知の上、投票の当日」を「御承知のうえ、平成 年 月 日」に、「投票所」を「投票所(期日前投票所)」に、「投票所何々」を「投票所(期日前投票所) 何々」に改める。

第二十一号様式中「投票区名 第何投票区」を「投票区(期日前投票所) 第何投票区(第何期日前投票所)」と、「不在者投票」を「期日前投票の代理投票の場合は投票年月日等を、不在者投票」と「場合は、」を「場合は」に改める。

第二十二号様式中「何市(町村) 第何投票区」を「何市(町村) 第何投票区(第何期日前投票所)」に改め、同様式の備考の2中「一般投票の仮投票」の次に、「期日前投票の仮投票」を加える。

第二十三号様式中「何市(町村) 何投票区」を「何市(町村) 何投票区(第何期日前投票所)」に改める。

第二十四号様式中「何投票区 投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup>」を「何市(町村) 何投票区 投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup>」に改める。

「 第何投票区 投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup>」を「何市(町村) 何投票区 投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup>」に改める。

「 第何期日前投票所」を「何市(町村) 第何投票区(第何期日前投票所) 投票立会人 氏 名<sup>㊟</sup>」に改める。

「 開票管理者 氏 名 様」を「何市(町村) 何投票区(第何期日前投票所) 開票管理者 氏 名 様」に改める。

「 第三十一号様式中「投票区名 第何投票区」を「何市(町村) 第何投票区(第何期日前投票所)」に改め、同様式の備考の2を次のように改める。

「 投票区名 第何投票区」を「何市(町村) 第何投票区(第何期日前投票所)」に改め、同様式の備考の2を次のように改める。

2 「請求書の種類」の欄には、「郵便投票」、「一般投票」、「期日前投票」、「不在者投票」の別を記入すること。

第三十一号様式の備考の2中「帰国投票(登)」、「帰国投票(他)」を「一般投票」、「期日前投票」、「不在者投票」に改め、同様式の備考の9中「令第65条の11第1項、令第65条の13第1項又は令第65条の14第1項の規定による申請」を「「郵便投票」、「一般投票」、「期日前投票」又は「不在者投票」の請求」に改める。

第四十一号様式中

「 何々選挙何市(町) (村) 第何投票所」を

「 何々選挙 何市(町) (村) 第何投票所」

期日前投票所標札 に改める。

「 何々選挙 何市(町) (村) 第何期日前投票所」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の公職選挙法事務規程第四十四条の規定及び第三十一号様式は平成十六年四月一日以後その期日を公示される衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から適用し、同年三月三十一日以前にその期日を公示される衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙については、なお従前の例による。